

関係各位

自己株式の買受けに関するお知らせ
(商法第210条に基づく自己株式の取得)

当社は、平成15年5月20日開催の取締役会において、商法第210条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

企業環境の変化に対応した機動的な経営の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容（当決議後最初の決算期について開催される定時総会が終わるまでの分）

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 10,000,000 株（上限とする）

（発行済株式総数に対する割合 4.38%）

(3) 株式の取得価額の総額 15,000 百万円（上限とする）

(注)上記の内容については、平成15年6月26日開催予定の当社第58回定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上

平成15年5月20日
日本ハム株式会社
広 報 室